

Data and Digital Insights Vol.11

データの利活用を促進するための制度の動向②（デジタル行政推進法等の改正）

2026年4月21日

弁護士 清水 裕大

データ利活用法案の動向について、前回「[Data and Digital Insights Vol.7：データの利活用を促進するための制度の動向](#)」で議論状況を説明しましたが、2026年4月7日付けで法案が閣議決定されました。本法案の目玉は、民間事業者が、行政の保有するデータを活用することを可能にする制度であり、その制度の内容について速報します。

目次

1. データ利活用法案の概要
2. 定義の整理
3. 国等データ活用事業指針の策定及び国等データ活用事業計画の認定
 - (1) 指針の策定
 - (2) 国等データ活用事業計画の認定
 - (3) 指針の重要性と策定スケジュール
4. 認定国等データ活用事業者へのデータの提供等
 - (1) 総論
 - (2) 主務大臣がデータを保有している場合
 - (3) 主務大臣がデータを保有していない場合
 - ア 主務大臣の対応
 - イ 他の国の行政機関が保有している場合における2号機関の長の対応
 - ウ 他の国の行政機関の長の所管する公共機関等が保有している場合における3号機関の長の対応
 - エ 主務大臣の所管する公共機関等及び3号機関の対応
 - オ 通知を受けた主務大臣の対応
 - (4) その他（費用やデータの連携方法等）
5. 今後について

1. データ利活用法案の概要

これまで新法を視野に入れて改正を検討するとの方針が示されてきましたが、結果として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）（以下「デジタ

ル行法」といいます。)の改正案(以下「[改正デジタル行法](#)」)といっています。)を基本とする内容となっています。

本法案の主要な内容としては、以下のとおりです。

1. 国等データ活用事業の認定制度の新設
2. 国の行政機関と他の行政機関等による公的基礎情報データベースの共同整備に係る規定の新設

本稿では、目玉となっている民間事業者が行政データを活用することを可能にする制度である 1 について詳述します。

**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（概要）**

内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

趣旨

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている現状を踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）に基づき、民間事業者等が国等の保有するデータを活用した事業を行う場合の認定制度を創設するほか、国と地方公共団体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る規定の整備等を行う。

改正内容 ※デジ行法：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情促法：情報処理の促進に関する法律

国等データ活用事業の認定制度の創設

- 内閣総理大臣が、国の行政機関等の保有するデータの活用を通じて国民の利便性の向上が図られる事業（※）に関し、重点分野やデータの安全管理その他事項について定めた**指針を策定**。（デジ行法第 26 条）
※ 民間事業者の保有するデータを合わせて活用する事業も対象に含む。
- 事業者からの申請に基づき「**国等データ活用事業**」として、当該事業計画について**主務大臣が指針への適合性等を認定する制度を創設**。（デジ行法第 27 条～第 34 条）
- 当該認定制度において、
 - ① 事業計画の認定を受けた事業者が、主務大臣や関係する国の行政機関等に対して、**事業の実施に必要な国等の保有するデータの提供を求められることができる制度を創設**。（デジ行法第 29 条）
 - ② 法令上の懸念を払拭した上での事業実施を可能とするため、認定に際し、**個人情報保護法等の法令上の適切性等について個人情報保護委員会等関係行政機関の知見を得るための枠組み**を設ける。（デジ行法第 27 条第 5 項、第 6 項）
- 国等データ活用事業に係る技術的な支援等のため、**情報処理推進機構（IPA）の業務に、認定事業者に対する安全管理等に関する情報提供等の協力業務等を追加するとともに、所要の体制整備**を行う。（情促法第 42 条、第 47 条）

国等によるデータベースの共同整備等に係る規定の整備

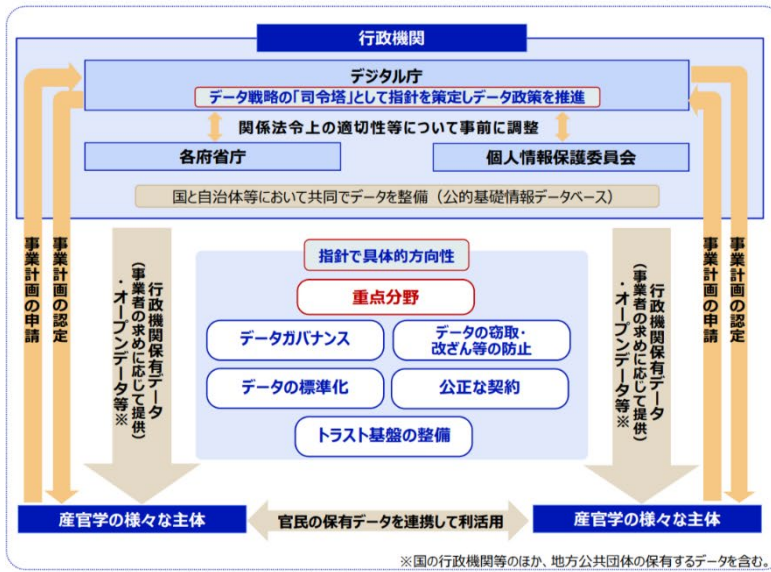
- 国と国以外の行政機関等が**共同で整備等を行う対象事業について公的基礎情報データベース整備改善計画において定めること**とともに、データベースの整備等を行う事業者に対する利用料等を国が一括して支払ができるよう、**保管金に関する規定**を設ける。（デジ行法第 19 条、第 21 条）

施行期日

公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲内

引用：内閣官房デジタル行財政改革会議事務局「[情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（概要）](#)」（2026 年 4 月 7 日）

データ利活用の促進のための法整備について



デジタル行政推進法の一部改正

○ デジタル庁の司令塔機能を具体化するため、デジタル行政推進法を改正し、下記の措置を講じる。

① 指針の策定

- 国の保有するデータを活用して行う事業について、**指針を策定**。
- **重点分野や、データの安全管理その他の重要事項**（ガバナンス、セキュリティの在り方、標準化、トラスト等を想定）の**基本的な方向性**を示す。

② 事業計画の認定

- 事業者が、指針の方向性に沿って、国の保有するデータ(※1)を活用した事業を行う場合には、当該**事業計画について、国による認定**を受けられるようにする(※2・3)。
- ※1 保有データの種別・属性については広く認めることを想定。
- ※2 複数事業者による共同事業のほか、一の事業者による活用も可能。
- ※3 計画認定時における情報セキュリティ面からの協力等を行うため、情報処理促進法を改正し、情報処理推進機構（IPA）に係る規定を整備。
- 認定を受けた事業者のメリットは以下のとおり。
- (a) 当該事業における**データガバナンスやデータセキュリティ等が指針に照らして適切であること**について確認。
- (b) 認定に際し、**個人情報保護法上の適切性について個人情報委が迅速に確認**（事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能。）。
- (c) 認定に際し、**事業に不安を払拭した上での事業の実施が可能。**（事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能。）。
- ⇒ デジタル庁が当該事業の実施における**法令上の懸念をワンストップで各府庁に確認**することで事業者の負担を軽減。
- (d) **国等に対し、当該事業に必要なデータの提供を求めることができる。**
- (e) 当該事業の実施に当たっての**データの安全管理**に関して、**IPAから必要な支援**。
- ※その他、**認定事業として**対外的な周知等による**信頼性の確保・事業実施の円滑化等**が期待される。

○ その他、国と自治体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る金銭の保管に係る規定等を整備。

4

引用：内閣官房デジタル行政改革会議事務局「[データ利活用の推進に係る制度整備の検討状況について（事務局提出資料）4頁](#)」（2026年1月27日）

2. 定義の整理

本改正案におけるキーワードの定義は以下の通りです。

定義	内容
国等データ活用事業	国の行政機関等（第3条第2号ロ及びチに掲げるものであるものを除く。第29条第1項及び第15項において同じ。）の保有するデータを活用する国の行政機関等以外の者による事業であって、手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの（改正デジタル行政法26条1項）
国等データ活用事業指針	国等データ活用事業に関する指針（改正デジタル行政法26条1項）
国等データ活用事業計画	国等データ活用事業に関する計画（改正デジタル行政法27条1項）
認定国等データ活用事業計画	主務大臣から認定を受けた国等データ活用事業計画（改正デジタル行政法28条2項）

認定国等データ活用 事業	認定国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業（改正デジタル行法 28 条 2 項）
認定国等データ活用 事業者	認定国等データ活用事業を行う者（改正デジタル行法 28 条 2 項）

(1) 国等データ活用事業でいう国の行政機関等についての射程

国等データ活用事業に関連して言及される「国の行政機関等」（デジタル行法 3 条 3 号）の対象となる同号イ及びロは、それぞれ以下の通り整理することができます。

内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する機関、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

【対象】

内閣、内閣官房、内閣府、デジタル庁、個人情報保護委員会、公正取引委員会、各省（法務省等）、人事院等が含まれます（ただし、第 3 条第 2 号ロを除くとしているため、労働基準監督官といった機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたものは含まれません。）

・以下に掲げるもののうち、その者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの

- ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。へにおいて同じ。）
- へ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの
- ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

【対象】

現行法下では、日本年金機構のみが対象とされています（デジタル行法政令 2 条）。

(2) 「手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの」についての射程

まず、規範的な要件となっているため、その範囲は不明瞭です。しかしこれまでのデータ利活用を促進することを目指した立法経緯からすると、解釈の余地を残したという点で評価してもよいように考えます。

その射程を検討するにあたっては、現在の公表資料のうち、閣議決定前の「第 16 回データ利活用制度・システム検討会」の資料が参考になります。

当該資料で記載されている以下の想定ユースケースは、通常の法案の準備スケジュールからすれば、少なくとも活用できる例として法制局審査を受けているものと考えられます。下記の資料で想定されている事業は、国等データ活用事業に該当すると考えてよいでしょう。

想定されるユースケースのイメージ



6

引用：内閣官房デジタル行財政改革会議事務局「[データ利活用の推進に係る制度整備の検討状況について（事務局提出資料）6頁](#)」（2026年1月27日）

その上で、デジタル行法における「手続等」（同法 3 条 12 号）は法令の規定に基づく行政手続を前提に規定されているところですが、「手続等に関連する民間事業者の業務」を対象としているため、「関連」の程度も含めて一定の解釈の余地があり得ます。実際、想定されるユースケースについても、具体的に「手続等」にどのように関連するか不明瞭でもあり、厳格な関係性が求められない可能性が考えられます。

今後は、国会の審議や国等データ活用事業指針において解釈が示されることが期待されます。

3. 国等データ活用事業指針の策定及び国等データ活用事業計画の認定

(1) 指針の策定

内閣総理大臣は、国等データ活用事業に関する指針を定めるものとし、その内容は以下の事項を含めるものとしています（改正デジタル行法 26 条 1 項）。

- ① 国等データ活用事業について重点的に実施すべき分野に関する事項
- ② 国等データ活用事業の方法、データの安全管理の方法その他国等データ活用事業に関する事項

この指針を策定・変更するにあたっては、関係する国の行政機関の長に協議し、策定等を行った指針を公表するものとしています（改正デジタル行法 26 条 2 項及び 3 項）。

(2) 国等データ活用事業計画の認定

国等データ活用事業を実施しようとする者は、以下に掲げる事項を記載した国等データ活用事業計画を作成し、主務省令で定めるところにより、同計画を提出して、その認定を受けることができます（改正デジタル行法 27 条 1 項、3 項）。なお、共同して実施する場合でも同様です（同条 2 項）。スタートアップにおいても、共同開発等が行われる例も少なくないことから、共同事業の可能性も想定されており、注目すべき点でしょう。

- ① 国等データ活用事業の目標
- ② 国等データ活用事業により改善を図ろうとする民間事業者の業務の処理の内容
- ③ 国等データ活用事業の内容及びその実施時期
- ④ データの安全管理の内容
- ⑤ その他国等データ活用事業の実施に関し必要な事項

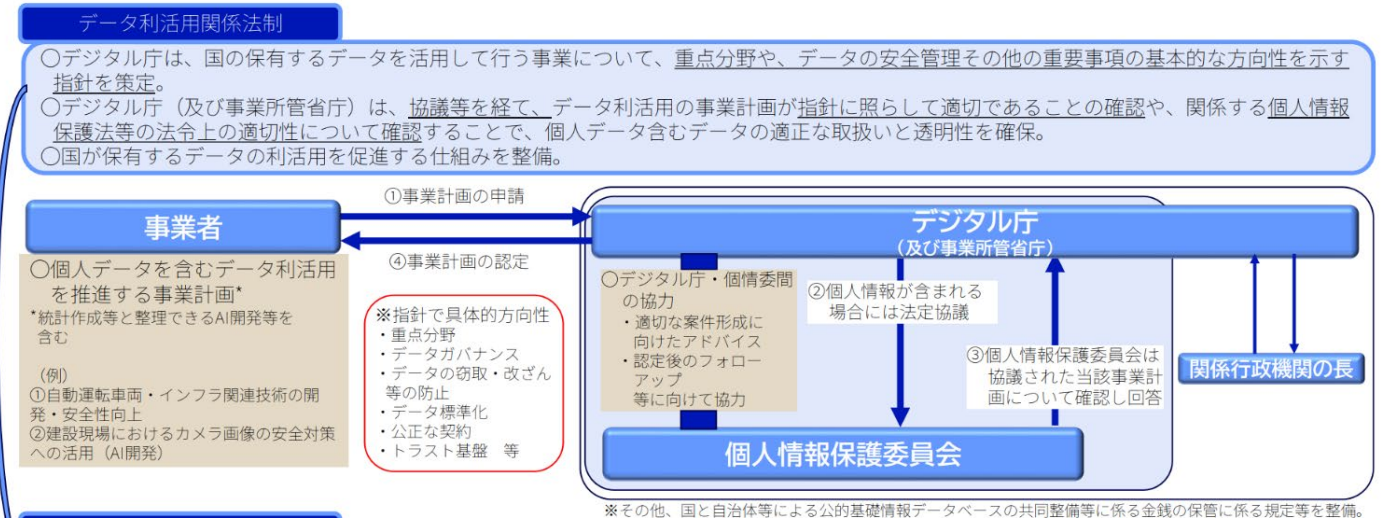
主務大臣は、国等データ活用事業計画が以下のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をします（同条 4 項）。この認定にあたっては、当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業において用いられるデータに個人情報が含まれる場合には個人情報保護委員会に協議しなければならない（同条 6 項）ものの、それ以外の場合には関係する国行政機関の長に対する意見聴取や調査等は任意の権限が与えられているにとどまっています（同条 5 項）。

- ① 国等データ活用事業指針に照らし適切なものであること。
- ② 当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ③ データの安全管理の内容が内閣総理大臣が定める基準に適合するものであること。

上記 3 号の基準については、その内容はもとより、国等データ活用事業指針とは別に策定されるように読めます。事業者にとっては、確認すべき内容が多岐にわたることがないように配慮してほしいところです。

なお、認定を受けた以降、認定に係る国等データ活用事業計画を変更しようとするときは主務大臣の認定を受ける必要がある（デジタル行法 28 条 1 項）ほか、主務大臣は実運用の状況を踏まえてその認定を取り消すことができます（同条 2 項及び 3 項）。このため、認定を受けた範囲を超えて、事業を行っていないかという点については、事業者の留意事項になるでしょう。

<制度スキームのイメージ（案）>



引用：内閣官房デジタル行財政改革会議事務局「[データ利活用の推進に係る制度整備の検討状況について（事務局提出資料）5 頁](#)」（2026 年 1 月 27 日）

(3) 指針の重要性と策定スケジュール

国等データ活用事業計画の認定にあたって、前項の指針が認定基準として機能することとなること
が予定されているため、本制度においては、当該指針の内容が重要です。

指針の作成・公表スケジュールについて、改正案は公布日から 1 年 6 か月以内施行となっています。
一方で改正附則第 2 条において「内閣総理大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）
前においても、第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第
二十六条（第三項を除く。）の規定の例により、国等データ活用事業指針（同条第一項に規定する
国等データ活用事業指針をいう。以下同じ。）を定め、公表することができる。」と定められてい
るため、行政も早期に当該指針の用意に着手することが想定されます。

4. 認定国等データ活用事業者へのデータの提供等

(1) 総論

認定国等データ活用事業者は、主務大臣に対して、認定国等データ活用事業を実施するために必要
なデータであって国の行政機関等の保有するものの提供を求めることができます（改正デジタル行
法 29 条 1 項）。この規定から明らかなおり、必ずしも主務大臣が保有しているデータである必要
はなく、主務大臣がいわば窓口として機能することとなります。以下のとおり、主務大臣が当該デ
ータを保有している場合、自らが保有していない場合に分岐して手続きの流れが変わります。

これは、後述するとおり、事業者がデータの提供を求めた場合には、基本的にはその開示を決定するのはデータの保有機関であるという考えが根底にあるからだと考えられます。

(2) 主務大臣がデータを保有している場合

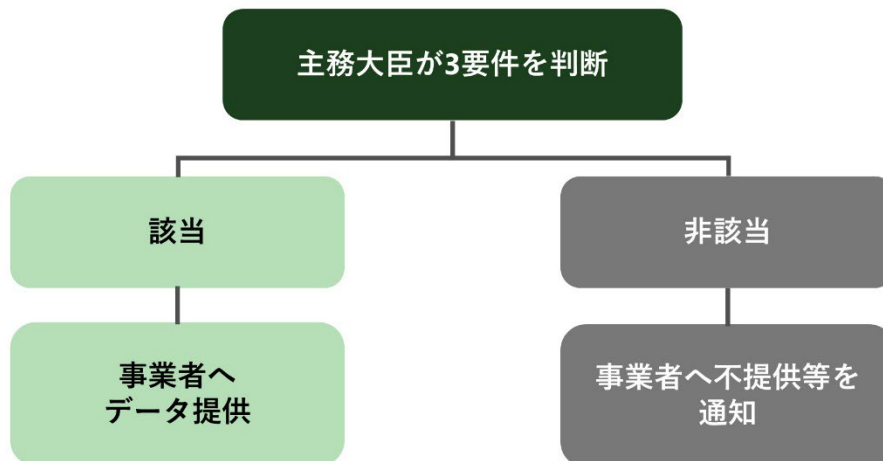
主務大臣が以下のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供することとなります（改正デジタル行法 29 条 2 項）。

- ① 当該データが、認定国等データ活用事業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。【必要不可欠性要件】
- ② 当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるものでないこと。【適法性要件】
- ③ 当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。【影響要件】

上記 2 号の要件があるため、事業者は、事業計画の認定を受けた結果として、事業遂行上の法的安定性を得られるという恩恵を受けることとなります（後述の (3) の場合も同様です。）。

一方で、これに該当しないと認めるときは、遅滞なく、提供を行わない旨及びその理由を、当該データを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供することとなります（改正デジタル行法 29 条 3 項）。

<主務大臣がデータを保有している場合の主務大臣の対応フロー>



(3) 主務大臣がデータを保有していない場合

ア 主務大臣の対応

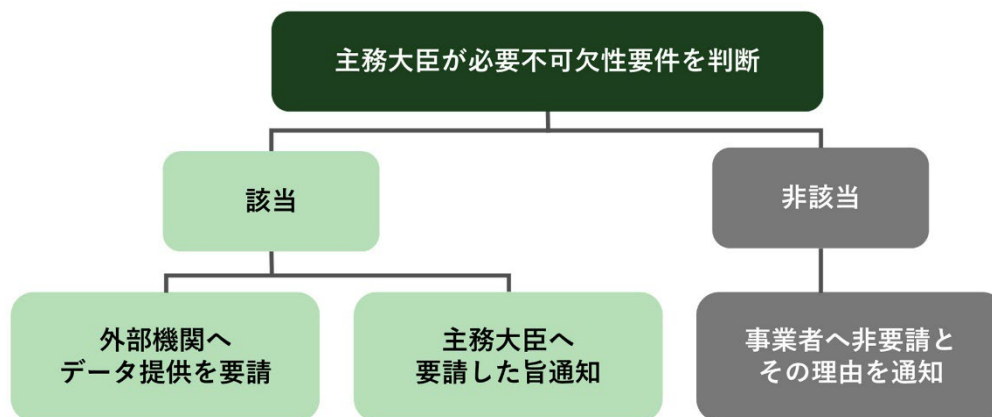
主務大臣は、以下の掲げる者がデータを保有している場合に、必要不可欠性要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、各号に掲げる者に対し、データの提供を要請するとともに、その旨を当該データを当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知します（改正デジタル行法 29 条 4 項）。

- ① 当該主務大臣の所管する公共機関等（第3条第3号口に掲げるもののうち、同条第2号チに掲げるものであるものを除いたものをいう。以下この条及び次条において同じ。）
当該公共機関等
- ② 他の国の行政機関 当該国の行政機関の長
- ③ 他の国の行政機関の長の所管する公共機関等 当該国の行政機関の長

一方で、主務大臣が必要不可欠性要件に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該各号に定める者に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知します（改正デジタル行法 29 条 5 項）。

主務大臣がデータを保有していない場合には必要不可欠性要件のみを判断するということに特徴があります。これは、適法性要件及び影響要件については、データの提供を行う場合を想定した際の判断を要するものであるため、その判断はデータ保有機関に行わせることが適当という理念が伺えます。

<主務大臣がデータを保有していない場合の主務大臣の対応フロー>

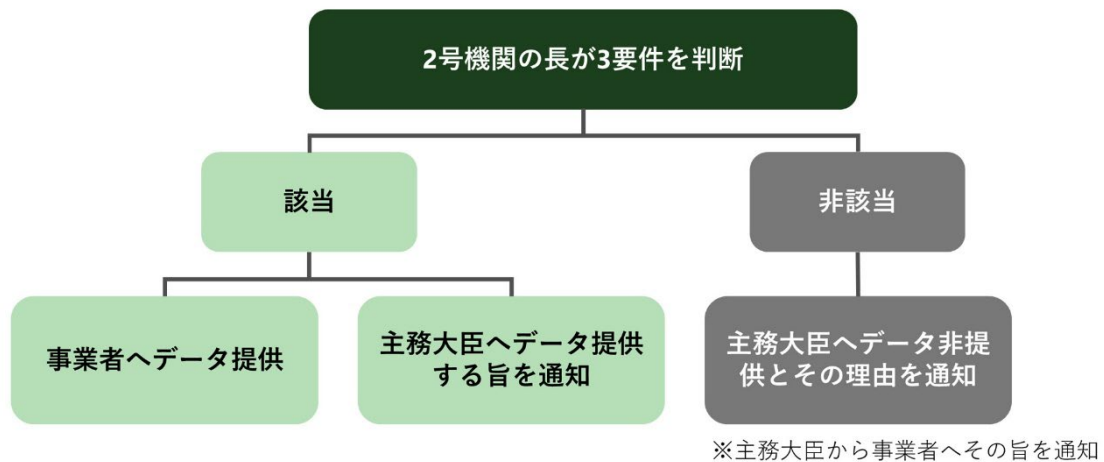


イ 他の国の行政機関（以下「2号機関」といいます。）が保有している場合における2号機関の長の対応

2号機関の長は、当該要請に係る求めについて、必要不可欠性要件、適法性要件及び影響要件のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、主務大臣にその旨を通知します（改正デジタル行法 29 条 6 項）。

一方で、2号機関の長は当該要請に係る求めについて必要不可欠性要件、適法性要件及び影響要件のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を主務大臣に通知します（改正デジタル行法 29 条 7 項）。

＜データの提供の要請を受けた 2 号機関の長の対応フロー＞

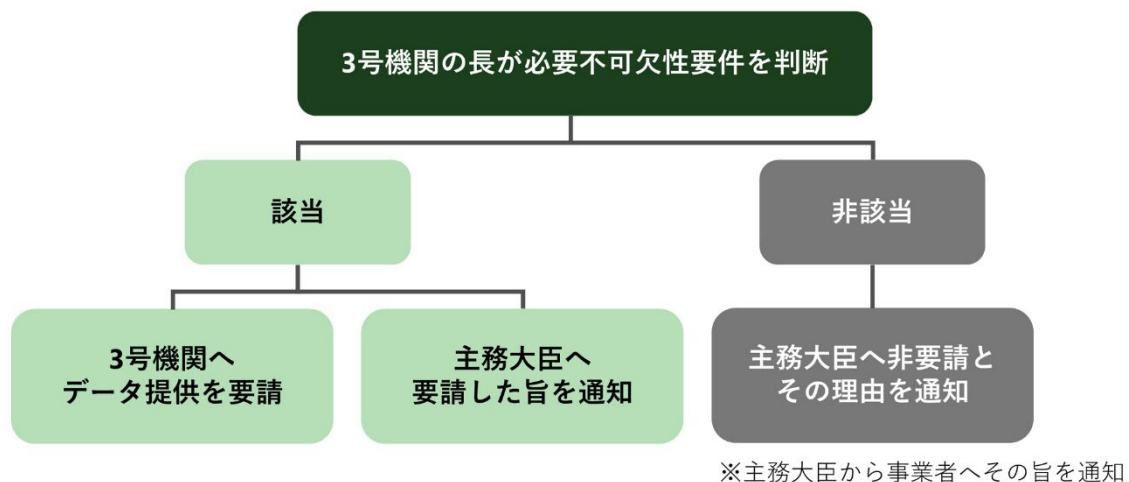


ウ 他国の行政機関の長の所管する公共機関等（以下「3 号機関」といいます。）が保有している場合における 3 号機関の長の対応

3 号機関の長は、当該要請に係る求めについて必要不可欠性要件に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有する 3 号機関に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を主務大臣に通知します（改正デジタル行法 29 条 8 項）。

一方で、当該要請に係る求めについて必要不可欠性要件に該当しないと認めるときは、遅滞なく、前項に規定する公共機関等に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとします（改正デジタル行法 29 条 9 項）。

＜データ提供の要請を受けた 3 号機関の長の対応フロー＞



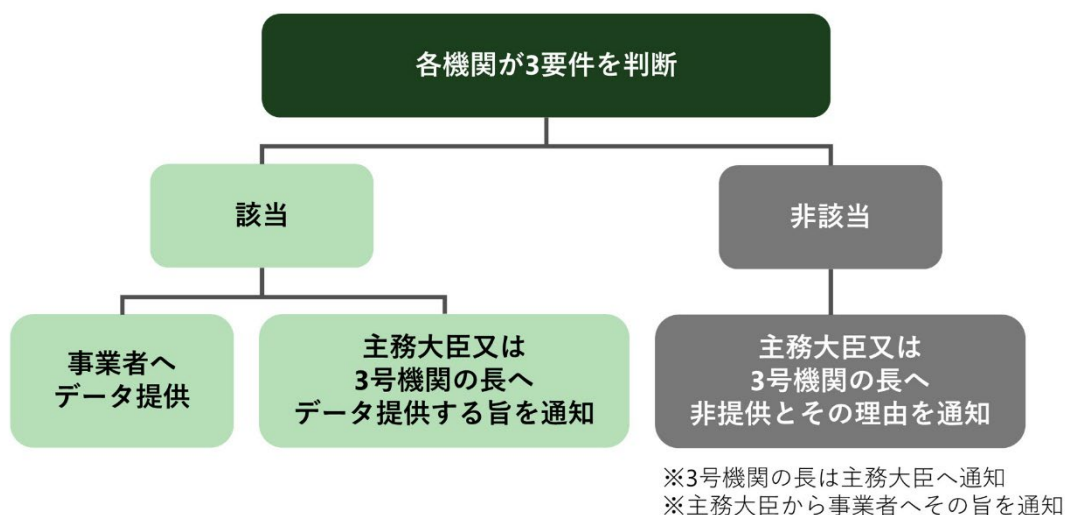
エ 主務大臣の所管する公共機関等（以下「1号機関」といいます。）又は3号機関の対応

1号機関、3号機関は当該要請に係る求めについて、必要不可欠性要件、適法性要件及び影響要件のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長にその旨を通知します（改正デジタル行法 29 条 10 項）。この場合、通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとします（改正デジタル行法 29 条 11 項）。

一方で、当該要請に係る求めについて必要不可欠性要件、適法性要件及び影響要件のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長に通知します（改正デジタル行法 29 条 12 項）。この場合、通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとします（改正デジタル行法 29 条 13 項）。

公共機関等については、各所管する行政機関等の長がデータの提供に係る全要件を判断するのではなく、公共機関等において判断することとしており、これもデータの保有機関に判断を行わせることが適当という理念が反映されたものと考えられます。

<データ提供の要請を受けた1号機関又は3号機関の各機関の対応フロー>



オ 通知を受けた主務大臣の対応

主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした認定国等データ活用事業者に通知します（改正デジタル行法 29 条 14 項）。

(4) その他（費用やデータの連携方法等）

データの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、政令の定めるところにより、手数料を収める必要が生じます。ただし、各提供機関が手数料を減額・免除することは可能としています。

また、データの連携方法については、特段規定がないところですが、上記のユースケースでも紹介されているように API 連携を行うことも一つの方法として記載しており、適時かつ継続的なデータ連携を行うことも想定されているように思われます。

5. 今後について

本制度については、事業者からすれば、①事業計画の認定を受けること、②事業計画の認定を受けた以降、データの提供を受けることについて、それぞれ結果を得られるかという点に加えて、適時にその結果を得られるかということが重要です。

事業者にとっては、国等データ活用事業指針をはじめとして事業計画の認定基準の明確化が必要であり、また、予測可能性の担保のためにも実施例の公表も必要でしょう。

事業計画の認定はもとより、事業計画の認定を受けた以降、主務大臣を窓口としてその計画の遂行のためにデータの提供を求めることができますが、そのデータの保有機関によっては複層的な判断がなされる仕組みとなっており、時間を要することも想定されます。それによりその判断や提供の結果を得られる時期が事業者の期待を大きく下回る場合には、本制度を活用しないということに繋がってしまいます。

この点は、前回の記事でも指摘しましたが、本制度が活用されるためにはグレーゾーン解消制度でも課題となっている事務負担の軽減とともに、適時に認定やデータ提供を受けることができる運用が必要であると考えます。

対象データは多岐にわたる一方で、具体的なユースケースについては限定的であることから、今後の国会での審議や国等データ活用事業指針においてより明確化されることが期待されます。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。